



まなべあー通信

第3号
2006.10.23 発行

「まなべあー通信」では、新たな生涯学習推進構想策定に向けた取り組みをはじめ、「生涯学習」に関わる様々なテーマを取り上げます。

裁判員制度に関する学習～11/3 札幌市資料館リニューアルオープン～

裁判員制度とは、国民の中からくじで選ばれた裁判員が、裁判官と一緒に刑事裁判の審理に参加し、有罪・無罪を判断し、刑を決めるという新しい制度で、平成21年5月までに始まります。

このような新たな制度に対応することも、生涯学習が担う重要な役割の一つといえます。

大通西13丁目の札幌市資料館は、大正末期に札幌控訴院（のちの高等裁判所）として建てられた歴史的建造物ですが、この度、当時の刑事法廷を復元し、新たに大通を紹介する展示室や司法制度が学べる展示室を設け、11月3日の文化の日にリニューアルオープンします。

復元された刑事法廷は、模擬裁判に活用されるなど、司法教育の実践の場としての役割が期待されています。



札幌市資料館（中央区大通西13丁目）

第3回検討会議開催結果

平成18年4月24日（月）第3回検討会議が開催されました。

第2回検討会議で意見をいただいた「検証により導かれる課題」の解決に向けて、その方向性（考慮すべきこと、重点）について事務局から説明し、その後、意見交換が行われました。

（意見の抜粋）

- ・地域人材のリストの共有とあわせて地域人材に対するサポート体制も必要。
- ・学校開放については、校舎の管理システムとあわせて対応することが必要。
- ・もともとそこの地域に住んでいる人は、地域にある施設（まちづくりセンターや区民センター、地区センター）の違いを見分けることができるが、転勤族で新しく来た人には見分けづらい。これらの分かりやすいガイドがあると便利。
- ・公共施設に指定管理者制度が導入されたが、施設を支える職員の専門性を高めるため、指定管理者の自主的な研修に期待するだけでなく、交流したり研修しあったりする場所に、札幌市として何らかの形の応援が必要。（札幌市の生涯学習を高める立場から）
- ・市民の立場からすると図書館に行くのも、地区センターに行くのも同じこと。図書館が生涯学習で果たす役割は相当大きいので、構想でも言及すべき。
- ・インターンシップが最近随分言われているが、企業側に受け入れの必要性をどう理解させるかという視点が必要。
- ・若年無業者の学習支援として、まちづくりなどのプロジェクトに参加させて、物事を成し遂げさせるようなプログラムをやるといった方向性もある。
- ・協働という観点から、ボランティア活動、奉仕活動、社会参加とか地域活動への参加などを包括的に、世代的に網羅して生涯学習に位置づけるべきではないか。

これらの意見をもとに、今後具体的な施策・事業について検討します。

（裏面に続く）

【課題解決に向けての基本的方向性～第3回検討会議資料から要約～】

地域における生涯学習支援のあり方（ソフト・ハード面でのまちづくり）

地域にある公共施設

- ・小学校（207）、中学校（98）（市立のみ）
- ・まちづくりセンター（87）
- ・区民センター（10）、コミュニティセンター(2)、地区センター（23）
- ・児童会館（104）、ミニ児童会館(32)

学校開放

施設での講座提供と出前講座

地域人材リストの共有

生涯学習における行政の果たすべき役割

民間教育事業者、大学等教育機関、市民活動団体等が生涯学習関連事業を実施
市民活動の興隆、市民自治（市民の主体的な学習・活動を支援）
生涯学習活動を行っていない層へのアプローチ

民間・教育機関・行政の連携のあり方

小中学校（義務教育）と生涯学習の関わり

高等学校、専修学校各種学校、大学等と生涯学習の関わり

市立大学の開学・大学間連携



新たな課題への対応

若年無業者への学習支援

家庭教育支援

地域の教育力の向上

ICT（情報技術）の活用・eラーニング

キャリア教育

生涯学習における広報活動

団塊の世代に対する学習支援

社会の要請にかなった人材の育成



構想の評価・検証の方法

行政自らの評価

市民からの評価

中間での評価・検証

PDCA サイクル

【第4回札幌市生涯学習推進検討会議】

日時：10/27（金） 9:30～

場所：札幌市教育委員会 4階 教育委員会会議室（中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル）

詳細につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/suishin/newkoso.html>